



自転車の安全走行は、誰のため？

6月27日（金）5校時に香川県交通安全教育推進隊の方が、交通安全教育車の「まなぶちゃん」に乗って来校し、「交通安全講話」を行いました。また、7月3日（水）の全校朝礼では、交通指導担当の扇田先生のプレゼンテーションもありました。自転車走行マナーに課題のあるみなさんにとっては、自分たちの自転車の乗り方やルールを振り返るよい機会となったのでしょうか。

自転車安全利用五原則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

再度、復習です。

左記の五原則は、すべての人に適応されますが、詫中生は、登下校の時は、歩道を一列で走行することになっています。そして、**歩道では、歩行者優先で、徐行**（すぐに止まれる速度での走行）しなければなりません。

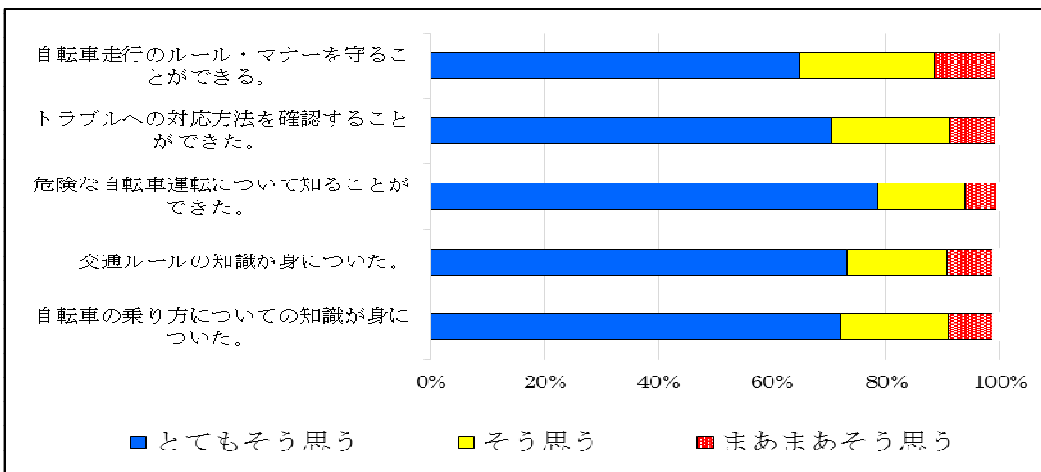
安全ルールは守れていますか。二人乗り、並進は禁止されています。そして、もちろん、信号は守らなければならないし、ヘルメットは着用しなければなりません。

これらのことが、自分はできている！と胸を張って言えますか。多くの人は、「自分は大丈夫」と思いがちですが、もう一度自分の行動を振り返ってみましょう。

右の写真を見てください。（ある日の大下歯科からの登校風景）

もし、あなたが歩行者なら、この歩道を通ることができますか。通ろうと思いますか。道いっぱい広がって走ってくる自転車の横を歩くのは、相当恐ろしいのではないのでしょうか。

先日の朝、校門で立哨をしているとき、近隣のおばあさんが自転車で正門付近を通り過ぎました。「おはようございます」とあいさつをすると「中学生はこわい、こわい」と冗談めかして笑いながら走り去っていきました。私はその時、その言葉は冗談ではなく、「**中学生の自転車のマナーが悪いので、こわくて近くを走ったり歩いたりできない、と言っているのだな**」と直感したのです。下の表は、交通安全講話のあとのアンケートの回答をまとめたものです。



ほぼ 100%の人がどの項目にも、肯定的な回答を書いてくれました。講話を聴いた後なので、安全について真剣に考えた人が多かったのでしょう。とてもうれしいことです。しかし、問題は、実際の生活の中で、実際に行動することなのです。

自転車の安全走行は、相手を傷つけないためでもあるし、自分や家族を守るためでもあります。最近では、事故後の裁判で、小・中高校生の自転車過失事故といえども、多額の賠償金の支払いを命じるものが多くみられるようになりました。事故を起こすと、多くの人が悲しい思いをするのです。これくらいは大丈夫と軽く考えずに、**自分を、家族を守るためにも、自転車の安全走行に努めてください。**